

令和5年11月20日 開会 会期日数 1日間

令和5年11月20日 閉会 開議日数 1日間

令和5年第2回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和5年第2回後志広域連合議会定例会

○ 招集年月日 令和5年11月7日

○ 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室

○ 開 会 令和5年11月20日（月曜日） 9時49分 議長宣告

○ 議事日程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 行政報告
- 6 認定第1号 令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第2号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第3号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 議案第1号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○ 出席議員（14名）

議長 16番 岩井英明（赤井川村）	1番 堀清（古平町）
2番 岩本幹兒（積丹町）	4番 青羽雄士（ニセコ町）
5番 嶋田茂（仁木町）	6番 中村厚子（京極町）
7番 小川泰樹（喜茂別町）	8番 熊谷雅幸（蘭越町）
9番 古谷眞司（倶知安町）	10番 稲葉寛久（神恵内村）
12番 陰能裕一（真狩村）	13番 矢瀬政男（共和町）
13番 三浦弘文（泊村）	15番 中田仁史（島牧村）

○ 欠席議員（2名）

3番 堤富佐代（留寿都村）	14番 菅一（黒松内町）
---------------	--------------

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	片山健也
代表監査委員	佐藤嘉己

○ 出席説明員

副広域連合長	北川淳一
事務局長兼総務課長	山口丈夫
会計管理者	瀬戸雅哉
税務課長	小針洋二
国民健康保険課長	埜口浩司
介護保険課長	秋山秀敏
総務課総務係長	波能研人
税務課滞納徴収係長	小熊一也
国民健康保険課国保係長	庄司良佑
国民健康保険課保険給付係長	菅野まみ
介護保険課介護保険係長	佐々木貴裕
介護保険課事業推進係長	松尾真由美
介護保険課保険管理係長	黒滝傑

介護保険課介護給付係長

野 口 智 義

○ 出席事務局職員

事 務 局 長
書 記

山 口 丈 夫
波 能 研 人

○ 会議録署名議員

5 番 嶋 田 茂（仁木町）

6 番 中 村 厚 子（京極町）

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

この度、新たに選出された黒松内町の菅議員、そして 3 番の堤議員から欠席の届出が出されております。

そしてなお、真狩村の陰能さんと泊村の三浦さんは、若干遅れてくるという連絡がありましたので、ただちに会議を始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、令和 5 年第 2 回後志広域連合議会、定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第 1 議席の指定

○ 議長（岩井英明）

日程第 1 「議席の指定」を行います。

本日欠席の菅議員の議席は、14 番に指定いたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、「5 番 嶋田議員」「6 番 中村議員」を指名いたします。

◎日程第 3 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果「本日 1 日限り」との報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

日程第 4 「諸般の報告」をいたします。

本定例会に提出されました議案につきましては、すでに配布されている議案綴りのとおりであります。

次に、監査委員から、8 月から 10 月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせをいたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員は、お手元に配布しています一覧表のとおりであります。

次に、先般実施された議会議員の視察研修について、事務局より報告をいたします。

山口事務局長。

○ **事務局長（山口丈夫）**

それでは10月に実施いたしました、令和5年度後志広域連合議会議員視察研修について、ご報告させていただきます。

お手元に研修の概要について記載したものを、1枚ものを配布しておりますので、この概要書に沿ってご説明させていただきます。

まず、1の目的といたしまして、道内における他の広域連合の組織体系、運営方法や事業内容を調査研究することにより、広域連合議会として今後の広域行政の推進に資することを目的としております。

2の視察先ですが、上川郡東川町にあります大雪地区広域連合になります。

事務所につきましては、東川町役場内にございます。

3番、視察日程でございますが、本年10月26日から27日までの2日間の日程で実施いたしました。

4の出席者につきましては、広域連合議員は岩井議長をはじめ10名の参加をいただいております。

事務局からは、事務局長ほか3名の参加で、合計14名で実施しております。

5の視察内容でございますが、（1）組織運営について、広域連合設立経過や事務局の機構、プロパー職員の状況などについて説明を受けております。

（2）事業内容につきましては、既に保険料率の一本化をしている国民健康保険業務の運営、介護保険業務に関しましては、要介護認定者や介護サービス費の給付実績、事業所への運営指導の状況などを説明いただきました。

質疑・意見交換の後、裏面2ページ目の（3）にありますとおり、施設見学として、東川町の複合交流施設を見学させていただいております。

こちらは、移転した東川小学校の旧校舎を改修し、町立の日本語学校やコミュニティホール、ギャラリー、図書室等を併設した施設として活用されておりまして、外国人留学生や地元住民の交流拠点となっているものです。

研修の所感につきましては、概要の6番に記載しているとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、視察研修の報告とさせていただきます。

○ **議長（岩井英明）**

以上で「諸般の報告」を終わります。

◎日程第5 行政報告

○ **議長（岩井英明）**

次に、日程第5「行政報告」を行います。

片山連合長。

○ **広域連合長（片山健也）**

皆さま、おはようございます。

お忙しい中、令和5年第2回後志広域連合議会定例会、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

それでは、まず行政報告として、道2号繰入金の継続に向けた要望について、ご報告をさせていただきます。

現在、当広域連合の国民健康保険事業に係る歳入として、道2号繰入金における経営努力分がございます。これは、広域連合の固有の課題を解決するためとして、道から道内3広域連合、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合、この3つに対して支援を受けているものでございます。

この広域連合に対する道2号繰入金は、平成30年度からの国保都道府県化により、国の特別調整交付金の経営努力分が廃止されることとなり、その経過措置として、令和5年度まで段階的に減額することに対する代替措置として講じられたものでございます。

これまで、北海道との協議においては、令和6年度の継続交付を見通しておりましたが、今般、国が令和5年度をもって経過措置を終了することを正式に決定したということを踏まえて、道が交付の打切りを示唆したということから、その対応につきまして、3広域連合で協議を進めてまいりました。

3広域連合としましては、この交付金は国保財政の運営基盤の安定に大変重要な財源であるということから、道に対して財政支援の継続について要請をすることとし、去る10月26日に道内3広域連合への財政支援の継続に関する要望書によりまして、3広域連合長から北海道知事に対して要望をしたところでございます。

本件につきましては、引き続き、3広域連合一体となった取組を執り進めていきたいというふうに考えておりますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げますと思います。

以上、道2号繰入金の継続に向けた要望について、ご報告申し上げます。

続きまして、第9期後志広域連合介護保険事業計画の策定について、申し上げます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

現在、次期の計画として策定作業を進めております後志広域連合介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年ごとに、介護保険サービスの見込量やその確保方策などについて定めるものでありますが、第9期の計画については、令和6年度から令和8年度までを計画期間としているところでございます。

策定作業の進捗につきましては、現在の第8期計画の実績把握と分析・評価を行い、今後は、介護サービスの見込量を推計するための各種の調査を実施した上で、その確保方策を検討することとしております。

策定期間の目途としましては、3.の今後のスケジュールに記載のとおり、2月上旬までに計画策定委員会、介護保険運営協議会での協議を経て、2月中旬の連合会議の審議において決定し、その後の定例議会で報告、提出することにしてございます。

次期計画の柱となるポイントは、2.の基本指針のポイントにありますように、3つございます。

その背景としましては、次の計画期間中に、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年を迎えること、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通したときに、85歳以上の人口や要介護高齢者が増加する一方で、介護の担い手となる生産年齢人口が急減するという人口構造の変化がございました。

このため、今後目指すべき方向として、3つのポイントで掲げてありますように、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に整備していくこと、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進すること、そして、それらを支える介護人材の確保と介護現場の生産性の向上を目指すこととしております。

本計画の策定につきましては、これらのことを念頭に置きながら、引き続き作業を進めてまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、第9期介護保険事業計画に係る行政報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

以上で、「行政報告」を終わります。

◎日程第6 認定第1号

○ 議長（岩井英明）

日程第6「認定第1号 令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8「認定第3号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を、議題といたします。

決算の審議にあたりましては、議会運営委員会より、決算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

したがって、決算の審議は本会議で審議することといたします。

認定第1号から第3号は、後志広域連合3会計の決算案件でございますが、先に3会計の概要説明と、監査委員から決算審査の意見を伺い、その後、会計ごとの審議を行うことといたします。

決算概要について、説明を求めます。

○ 副広域連合長（北川淳一）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

北川副広域連合長。

○ 副広域連合長（北川淳一）

それでは、決算の概要について、申し上げます。

令和4年度決算の書類といたしましては、歳入歳出決算書及び事項別明細書のほか、主要な施策の成果報告書及び監査委員の決算審査意見書としております。

なお、これよりの説明は、着座で説明をさせていただきます。

決算概要について、まず一般会計から申し上げます。

一般会計の歳出は、広域連合組織を運営するための管理経費のほか、徴税费、議会費、選挙費、監査委員費及び介護保険事業特別会計に対する繰出しに係る経費で構成されてございます。

決算書の1ページをご覧ください。

金額については、概数で申し上げます。

歳入の総額は約2億円で、予算と比較しておおよそ150万円の増となっております。

続いて歳出となります。2ページをご覧ください。

歳出の総額は約1億9,400万円で、予算との比較では、おおよそ420万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、3ページに記載のとおり、572万2,805円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

この会計の歳出は、医療をはじめとする各種保険給付費のほか、道への納付金、関係町村が実施する保健事業に係る経費、広域連合の国保事業を運営するための管理経費などで構成されております。

では17ページをご覧ください。

歳入の総額は約71億7,100万円で、収入未済額は約65万円、予算との比較ではおおよそ5,400万円の減となっております。

続いて歳出です。18ページをご覧ください。

歳出の総額は約70億4,300万円で、予算との比較では、おおよそ1億8,200万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、19ページに記載のとおり、1億2,779万141円であります。

令和4年度の予算執行では、医療費が前年度と比較して、約2億円程度増加しました。

これは新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えの反動によるものと考えております。

続きまして、介護保険事業特別会計になります。

この会計の歳出は、介護保険給付費のほか、関係町村が実施する地域支援事業に係る経費、広域連合の介護保険事業を運営するための管理経費、その他基金積立金等で構成されております。

37ページをご覧ください。

歳入の総額は約67億8,600万円で、不納欠損額が約57万円、収入未済額が約560万円です。

予算との比較ではおおよそ1億1,500万円の増となっております。

続いて歳出です。38ページをご覧ください。

歳出総額は64億100万円で、予算との比較では、おおよそ2億6,900万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、39ページに記載のとおり、3億8,415万8,564円で、その内、基金からの繰入額は6,040万6,000円であります。

介護保険での予算執行では、65歳以上の第1号被保険者が減少していること、また、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことにより、保険料収入と介護サービス給付費が、ともに減少している傾向が見られました。

以上が、令和4年度各会計の決算概要でございます。

詳細につきましては、後ほど会計ごとに担当課長から、ご説明申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（岩井英明）

続きまして、佐藤代表監査委員より各会計の決算審査の意見について、報告を求めます。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

議長。

○ 議長（岩井英明）

佐藤代表監査委員。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

それでは、令和4年度後志広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る審査意見について報告申し上げます。

審査の対象につきましては、令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の概要につきましては、本年8月28日付で後志広域連合長から提出されました各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書が、関係法令等に準拠して作成され、会計処理が適正、且つ、確実に行われたかどうかについて慎重に審査したところであります。

審査の期間は、令和5年8月28日から同年9月19日までとなっております。

審査の結果ではありますけれども、令和4年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合、検算の結果、正確であると認められ、予算の執行についても適正に行われているものと認められました。

意見書2ページからですけれども、各会計の決算概要について掲載しております。

2ページをどうぞご覧になっていただきたいと思います。

一般会計でございますけれども、歳入決算額2億16万1,115円。

歳出決算額1億9,443万8,310円で、差引572万2,805円であります。

前年度と比較しますと、歳入で1,134万4,620円、歳出で717万4,566円の増となっております。

その他、各科目別の状況につきましては、表のとおりであります。

続きまして、4ページをご覧になっていただきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計でありますけれども、歳入決算額71億7,100万8,081円。

歳出決算額70億4,321万7,940円で、差引1億2,779万141円であります。

前年度対比でありますけれども、歳入で1億4,871万751円、歳出で1億1,605万4,116円それぞれ増となっております。

各科目の状況については表6に掲載しております。

続きまして、7ページからの介護保険事業特別会計の概要でありますけれども、歳入決算額67億8,610万7,514円。

歳出決算額64億194万8,950円で、差引3億8,416万8,564円であります。

前年度対比ですけれども、歳入で977万1,123円、歳出で9,319万7,826円で歳入歳出ともに減となっております。

各科目の状況等については表12からとなっております。

続いて10ページに掲載しておりますが、実質収支に関する調書及び、財産に関する調書につきましても、審査した結果は、両調書ともの確なもの認められました。

続きまして、令和4年度後志広域連合一般会計及び各特別会計の決算審査の意見について報告させていただきます。

3会計合計で当初予算137億8,531万1,000円、補正予算額3億984万円で最終予算額が140億9,515万1,000円となっております。

一般会計につきましては、主要な事務である滞納整理事務において、搜索回数は5回、預貯金、給与、財産の差押件数も高い数字を維持しております。

差押物件の公売についても、インターネット公売の活用や、不動産公売など積極的に実施しており、その結果徴収額は、3,280万5,000円となっております。

徴収額は前年度比1,612万8,000円の減、徴収率は58.5%で前年度比6.7ポイント減となっております。

今後におきましても、税収の確保、徴収率の向上を図るために、更なる努力を期待するところであります。

徴収実績及び一般会計の歳入、歳出決算額については、次の表のとおりでありますので省略させていただきます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、医療費に関して、被保険者数は減少傾向にありますけれども、1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、安定的な国保運営に向け、引き続き保険事業の推進、特定健診の受診率の向上を図り、医療費の適正化と住民の健康の確保に努められたい。

歳出総額は前年度と比較して減額とはなっておりますけれども、引き続き適切な業務遂行に努められたい。

続きまして、介護保険事業特別会計ですけれども、引き続き、介護保険事業の円滑な運営に向けて、適切な執行に努められたい。

介護保険料の収納に関してですけれども、収納率は99.4%で、前年度の99.2%と比べて平衡を推移していますけれども、滞納繰越分は、収納額が456万7,747円で前年度と比べ73万5,288円の増となり、収納率は50.2%で14ポイントの増加となっております。

被保険者間の不公平感を招かないよう徴収体制を強化するとともに、関係町村と連携を密にし、より一層徴収率の向上への努力をされたい。

その他としましては、各会計予算総額140億9,515万1,000円に対して、4億5,554万5,800円の不用額を出している状況であります。

これは予算総額の3.2%となっております。

今後におきましては、予算計上の精度を高めるとともに、適切かつ柔軟な予算執行に努められたい。

最後に、昨今の厳しい財政状況で、限られた財源及び人材ではありますが、最小の経費で事務事業を展開しなければならないことから、職員一人ひとりの強いコスト意識と創意工夫により、事務事業の見直し等を行い、更にリスクを識別し、内部統制を働かせて、有効的、効率的・経済的な事務の執行に努められたい。

以上で、決算審査の報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（岩井英明）

3会計の決算の概要と、監査委員からの決算に対する意見の報告が終わりました。

それでは、「認定第1号 令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は要点のみとし、簡潔に説明願いたいと思います。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

認定第1号「令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、お手元に配布しております、令和4年度歳入歳出決算書及び事項別明細書により、ご説明いたします。

説明につきましては、収入済額及び支出済額のみの説明とさせていただきますと存じます。

それでは歳入からご説明いたしますので、決算書の4ページをお開き願います。

1款、1項、1目「負担金」、1節「町村負担金」、収入済額8,818万1,000円。町村負担金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、収入済額2,726万6,650円。介護保険料低所得者軽減に係る町村負担金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、収入済額5,498万1,950円。介護保険料低所得者軽減に係る国庫負担金でございます。

続きまして、3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、収入済額2,729万5,250円。同じく低所得者軽減に係る道負担金でございます。

続きまして、4款、1項、1目「繰越金」、収入済額155万2,751円。前年度繰越金でございます。

7ページをご覧ください。

5款、1項、1目「預金利子」、収入済額406円でございます。

2項、1目「滞納処分費」は、収入がございませんでした。

2目「雑入」、収入済額88万3,108円。社会保険料と、雇用保険料でございます。

以上、歳入の収入済額合計が2億16万1,115円でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、支出済額55万1,964円。広域連合議会開催に係る支出でございます。1節「報酬」から、13節「使用料及び賃借料」まで、ご覧の内容でございます。

同じく8ページですが、2款、1項、1目「一般管理費」、支出済額6,645万4,357円でございます。

主なものとして、副連合長給料や総務課、出納室の人件費負担金、電算システムの保守管理業務などの委託料、事務所借上料などの管理経費に係る支出でございます。1節「報酬」から、12ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

なお、令和4年度におきましては、通常管理経費のほか、工事請負費においてエアコンの設置、備品購入費においてパーテーションの設置を行い、事務室環境の改善を図っております。

続きまして、12ページ中ほどございますが、2目「行政不服審査会費」は支出はありません。

同じく12ページでございますが、2項「徴税費」、1目「税務総務費」、支出済額1,756万1,843円。

3節「職員手当等」から、13ページ18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

なお、決算書に記載はございませんが、滞納整理引受事案の収入状況は本税、延滞金等合わせて3,280万5,391円となっております。

続きまして、14ページでございます。

3項、1目「選挙管理委員会費」、支出済額11万9,922円。

1節「報酬」から、10節「需用費」まで、ご覧の内容でございます。

なお、選挙管理委員会は3か月ごと、4回開催しております。

4項、1目「監査委員費」、支出済額20万6,374円。

1節「報酬」から、18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

例月出納検査、決算審査等に係る支出でございます。

同じく、14ページでございます。

3款「民生費」、1項「社会福祉費」、1目「老人福祉費」、27節「繰出金」、支出済額1億954万3,850円。

介護保険料低所得者軽減に係る介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

15ページをご覧ください。

4款「公債費」、5款「予備費」は支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額、合計が1億9,443万8,310円でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億16万1,000円、歳出総額1億9,443万8,000円、歳入歳出差引額572万3,000円、実質収支額は同額でございます。

この歳入歳出差引額につきましては、令和5年度へと繰り越し、補正予算の財源として留保いたします。

以上で、令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

○ 議員（中田仁史）

はい。

○ 議長（岩井英明）

中田議員。

○ 議員（中田仁史）

数字に対しては、問題ないですけれども、例えば総括表とか、私が違和感を覚えるのは、例えば総括表の1ページのところですけれども、予算額に対する決算額の比率増減というところで、マイナス150万円、ここにマイナスが付いているんですけれども、自分としてはここはプラスだと思っています。

そして、予算額に対する比率ということで、100.8%ということで、プラスということの、そういう認識なんですけれども、全ての数字が予算額に対して下がっているんですけれども、下がっていると次のところの比較増減がプラスになっていて、ここがマイナスだと思います。

そして、予算額に対する決算額の比率というところが最終的には97.9%で下がったんだと、そういう認識なんですけれども、ここをマイナスで逆じゃないかなと思っています。、そういうことでずっとやっているの、違和感を覚えております。よろしくお願いします。

○ 副広域連合長（北川淳一）

議長。

○ 議長（岩井英明）

はい、どうぞ。

○ 副広域連合長（北川淳一）

お答えいたします。

仰るとおりだと思います。

私も職員時代にですね、財政を経験しておりまして、おかしいんじゃないかと、例えば歳入であれば、予算に対して増えているわけだから、なぜここがマイナスなんだと、逆に歳出につ

いても同様です。

予算額に対して決算額が減っているのであれば、それはマイナスじゃないか、また歳入と歳出もそのマイナスの表示にととても違和感を覚えまして、私なりに調べてみました。

結論から申し上げますと、自治法の施行規則の中で、こういう要領で記載しなさいというルールがあるものですから、それに従ってこの決算書を作成しているというところでございます。

仰るとおりですね、理屈から言えば、増えているのになぜマイナスなんだと、歳入で言えばです。

歳出で言えば、減っているはずなのに、なぜプラスになっているんだと、というご指摘はもっともだと思いますけれども、法律の施行規則の中でそういう手順で計算して、決算書を表示しなさいとなっているものですから、そのようなことで、ご理解いただければと思います。

○ 議員（中田仁史）

これは、おかしいと思います。

要は前年度の数字と今年の数字で増えたんだったら増えたということで、その次のパーセントが逆ならわかります。

予算額に対する決算額の比率ということで、ここがマイナスであればマイナス、だから何パーセント増えていると、逆っていうことはありえないと思います。

施行規則が間違っているんじゃないかと思います。

○ 副広域連合長（北川淳一）

それぞれの町村の決算書も確認していただきたいと思いますが、そのようになっているはずですので、もしそうでなければ、またご指摘いただきたいと思います。

私の方でも確認したいと思います

○ 議員（中田仁史）

わかりました。

○ 議長（岩井英明）

よろしいですか。

その他質疑ありませんか。

○ 議員（熊谷雅幸）

はい。

○ 議長（岩井英明）

熊谷議員。

○ 議員（熊谷雅幸）

8番、熊谷です。

決算成果報告書の11ページよろしいでしょうか。

滞納の中でちょっと見て目立ったので、ちょっと確認したかったのですが、200万円超500万円以下1件ありまして、非常に徴収活動に対しご尽力いただいております、それについては認めております。

若干こういう方というのは、色んな形で滞納する、全ての物を滞納する傾向もありまして非常に難しいところではないかなと思いますが、この現在の1件については状況と今後の対応について、わかれば教えていただきたいと思います。

○ 税務課長（小針洋二）

議長。

○ 議長（岩井英明）

はい。

○ 税務課長（小針洋二）

税務課長の小針です。

今ご質問にありましたことに対してお答えいたします。

ここに滞納額の階層区分200万円超500万円以下ということで1件ございますけれども、滞納の額が大きくなっておりますので、その方の財産は一通り調べまして、滞納処分できるものは滞納処分をして、滞納整理に尽力しているところではございます。

その中でも、財産というのは今やはり生活が厳しいという状況もございますので、その状況を勘案しながら、寄り添いながら滞納整理に努めているところでございます。

以上です。

○ 議員（熊谷雅幸）

資産へ結構持っていて、それなりに処分はされているという方向でやっているということですか。

今後についてはどのようにやっていくのか、お知らせ願えればと思います。

○ 税務課長（小針洋二）

現在、処分できるものは全て処分したうえで、生活を成り立たなくさせるわけにもございませんので、そのへんを加味しながら納められる状況にありましたら、極力最大限税の方に充ててもらような形で現在進めております。

○ 議員（熊谷雅幸）

わかりました。

努力していただくように、よろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

その他質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

○ 議長（岩井英明）

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「認定第1号 令和4年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

◎日程第7 認定第2号

○ 議長（岩井英明）

日程第7「認定第2号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）
議長。

○ 議長（岩井英明）
埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

それでは、「認定第2号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明いたします。

説明につきましては、一般会計同様、収入済額、支出済額により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入からご説明いたしますので、20ページをお開き願います。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、20億5,438万4,000円でございます。

内訳は、1節「医療給付分」、21ページに移りまして2節「介護保険分」、22ページに移りまして3節「後期高齢者分」でございます。

各町村の金額につきましては、いずれの節につきましても、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」50億493万3,286円。

内容としまして、1節「保険給付費等交付金（普通）」46億1,509万5,286円でございます。

こちらは歳出2款の「保険給付費」に充当する費用としまして、北海道から交付されたものでございます。

2節「保険給付費等交付金（特別）」3億8,983万8,000円は、特別な事情に応じて交付されるもので、備考欄に記載のとおり「保険者努力支援分」、「特別調整交付金」、「道繰入金（2号分）」及び「特定健康診査等負担金」の合計となります。

続きまして、3款、1項、1目「繰越金」は、前年度からの繰越しとなりまして、1億513万3,506円でございます。

同じく、23ページ下段から24ページになりますが4款、1項、1目「預金利子」は、4,690円。

2項、1目「第三者納付金」は、119万4,724円。

2目「返納金」につきましては、現年分と滞納繰越分を合わせてまして、491万8,976円。

26ページの3目「雑入」につきましては、43万8,899円となります。

歳入の収入済額合計は71億7,100万8,081円でございます。

次に、27ページからの歳出を説明させていただきます。

1款、1項、1目「一般管理費」は、1億8,327万5,624円でございます。

主な内容としまして、1節「報酬」や3節「職員手当等」など広域連合国保課に係る人件費、10節「需要費」等の物件費。

28ページとなりますが、12節「委託料」としまして、共同電算処理委託料、国民健康保険電算システム保守管理業務委託料等がございます。

続きまして、主なものとしまして、18節「負担金補助及び交付金」では、国民健康保険派遣職員6名に係る人件費の派遣元町村への負担金、へき地直営診療所負担金を支出しております。

2目「連合会負担金」は、6,375万9,988円。こちらは国保連合会の運営等に係る負担金のほか、市町村事務処理標準システム北海道クラウドなど、国保連合会で管理・運用するシステムの保守経費等も含め、当科目で支出しております。

続きまして、28ページ下段から29ページになります2項、1目「運営協議会費」8万2,584円は、国保運営協議会に伴う経費でございまして、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い書面により会議を開催いたしました。

そのため、4節及び10節のみの支出となっております。

続いて、3項、1目「特別対策事業費」は309万4,196円。

こちらは、医療費の適正化に係る費用でございます。医療費通知等郵便料になってございます。

12節につきましては、柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託料、こちらは整骨院に係るレセプト点検になってございます。

続きまして、2款は29ページ下段となります。

医療費に係る支出となりまして、2款、1項、1目「療養給付費」は39億1,832万1,982円、2目「療養費」2,339万6,503円、3目「審査支払手数料」834万3,573円でございます。

続きまして、2項、1目「高額療養費」は6億3,891万8,622円、2目「高額介護合算療養費」25万5,930円、3目「高額外来年間合算療養費」1万5,784円となっております。

3項、1目「移送費」は、支出がございませんでした。

31ページになりますが、4項、1目「出産育児一時金」は、2,112万5,404円でございます。

11節「役務費」は、国保連合会への支出となり、出産育児一時金の支払い手数料となります。

18節「負担金補助及び交付金」は、出産育児一時金51件分の支出となっております。

5項、1目「葬祭費」は234万円、78件分の支出でございます。

6項、1目「傷病手当金」、こちらは支出済額83万6,382円となります。新型コロナウイルス感染症等に感染し、労務に服することが出来なかった場合に支払われる手当でございまして、27件の支出実績となっております。

2款の支出総額は46億1,355万円となりまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和3年度と比較しまして保険給付費全体としまして、約2億万円強の増加となっております。

令和4年度の医療給付の詳細につきましては、成果報告書の14ページから17ページに記載がございます。

今後も安定的な国保運営に向け、医療費推計を注視しながら、保険事業の医療費の適正化に努めてまいります。

引き続き、31ページの下段、3款「国民健康保険事業費納付金」、こちらは都道府県単位化に伴い、北海道が道内全体の医療費などを負担するための原資となるものでございまして、保険者の規模・所得に応じた額となっております。

1項、1目「医療給付費分」は、13億9,674万4,000円。

32ページの、2項、1目「後期高齢者支援金等分」は、4億1,701万9,000円。

3項、1目「介護納付金分」は、1億6,124万1,000円になります。

続きまして、4款、1項、1目「共同事業拠出金」159円。退職者医療制度に係る対象者把握のための事務的な経費となっております。

5款、1項、1目「特定健康診査等事業費」につきましては、各町村で実施しました各種事業の内容となり7,202万6,164円でございます。

主なものは、11節「役務費」としまして、特定健診受診に係る郵便料、健診データ管理システムに係る国保連合会との通信料、共同処理等手数料を支出しております。

12節「委託料」では特定健診等委託料、機器保守委託料、未受診者対策等の委託料などでございます。

13節「使用料及び賃借料」では町村の保健事業に係る機器の借上料になってございます。

18節「負担金補助及び交付金」では、国保連合会負担金や特定保健指導等、人件費負担金などを支出しております。

34ページの2項、1目「疾病予防費」は、1,970万1,539円でございます。

主な支出としましては、12節の「委託料」は人間ドック、がん検診等の費用、18節「負担金補助及び交付金」は予防接種等負担金として町村で行いました、インフルエンザなどの予防接種に要した費用を負担したものでございます。

続きまして、6款、1項、1目「利子」は、支出がございませんでした。

35ページになります、7款、1項、1目「償還金」は、1億1,271万9,506円。こちらは精算

に伴うもので、町村への分賦金返還と補助金の償還金でございます。

8 款、1 項、1 目「予備費」は、支出がございませんでした。

以上、歳出の支出済額、合計が70億4,321万7,940円です。

次の36ページの実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額71億7,100万8,000円、2、歳出総額70億4,321万8,000円、3、歳入歳出差引額と、5、実質収支額が同額の1億2,779万円となり、令和5年度に繰越といたします。

本繰越につきましては、令和5年度の会計におきまして、関係町村への分賦金の還付金、道支出金への返還金として、補正予算の財源といたします。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 議員（岩本幹兒）

2 番。

○ 議長（岩井英明）

岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）

23ページで確認なんですけども、保険給費交付金の中で、保険者努力支援分5,350万円つてありますけれども、これは行政報告にありました、この経営努力分なのでしょうか。

違ってましたら、この保険者努力支援分の内容についてお知らせ願いたいと思います。

それから、29ページの2 款、保険給付費でございますけれども、当初予算が47億4,175万7,000円、補正予算額が211万5,000円となりまして、結果的に不用額が1億3,031万7,820円というふうになっております。

この決算理由の説明をお願いしたいと思います。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

それではお答えいたします。

先ほどの、保険者努力支援分と道2号繰入金というのは、別のものになってございます。

保険者努力支援分の道支出金としましては、保険者における医療費適正化や保険事業に対する取組を国の定めた基準で評価し、その点数に基づいて交付される交付金となっております。

そちらにつきましては、広域連合としましては、最高で得点を取っている町村、また、広域連合での平均の得点、ということと言えますと、最高が666点、平均が554点ということで、そのような点数で配分される交付金になってございます。

続きまして、2 点目のご質問になりますが、こちらにつきましては、保険事業費の決算額につきましては、予算に対して決算額が1,894万2,000円となっております。

大変失礼しました。

保険給付費は、見込んだものに対しまして、精算の時期が翌年度になることから、見込み増となりまして、そのような算定になったものでございます。

○ 議員（岩本幹兒）
2 番。

○ 議長（岩井英明）
岩本議員。

○ 議員（岩本幹兒）
そうしたら行政報告でありました、国の特別調整交付金経営努力分というのは、決算書でどれに当たるのでしょうか。
それから、今の保険給付費の補正予算答弁でございますけれども、もう 1 回言います。
当初予算が47億円、補正予算額が200万円足らず補正しているわけです。そして、結果的に1億の不用額が出ているわけです。だからこの補正予算額は何のために組んだんだのか、と言うことです。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）
お答えいたします。
先ほどお答えした重複になりますが、先ほど報告にありましたものとしましては、道2号繰入金というものになってございますので、そちらにつきましては、北海道の方から補填される繰入金として、補償されているものでございます。
よろしいでしょうか。

○ 議員（岩本幹兒）
道2号繰入金ってこれかい。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）
はい、そちらになってございます。

○ 議員（岩本幹兒）
1億4,904万円、これなんだ。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）
その内ですね、その道2号繰入金の中での、さらに後志広域連合への割当金というのがございまして、総額として道2号繰入金は記載のとおりなんです、その中に行政報告で申し上げました、後志広域連合への割当金というのがございます。
令和4年度の実績としましては、2,200万円が北海道から交付されているものでございます。道2号繰入金全体の内、2,200万円が北海道から交付されたものでございます。

○ 議長（岩井英明）
総合的に副連合長。

○ 副広域連合長（北川淳一）
少し補足させていただきます。
元々国の方からですね、特別調整交付金が交付されてまして、平成30年度に都道府県化が始まりまして、それを契機にですね、今まで国が交付していた調整金については、段階的に0にしていけますと、それで0にするのは、令和6年度。令和5年度までは段階的に減らしましょうということで、そういうご方針がなされました。
そして、平成30年度までに国から調整交付金ということで、広域連合に入っていたお金が6,900万円ございます。それが段々減っていきますと、そういう方針が出されたものですから、北海道としましては、それに代わりまして、減額されていく影響を出来るだけ緩和させようということで北海道独自として、道の繰入金等を広域連合の方に充てましょう、後志広域連合だ

けではなくて、道内の3広域連合の方に繰入金として充てましょう、ということになりました。

それで令和4年度については、総額で1億4,900万円で、この内2,200万円が広域連合分ということになります。

国からの段階的に減らされた調整金については、以前は広域連合の方に直接交付されておりますけれども、現在においては北海道の方に、その分が交付されまして、北海道の財政運営の中で取り扱われているということでもありますから、広域連合の方に直接交付されていた調整交付金というのが、現在全くその分は広域連合の方には交付されていない、その分は段階的に減らされながら、今は道の方に入って、全体の財政運営の中で使われている、ということですので、ご理解いただければと思います。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

2点目について、お答えさせていただきます。

2款の保険給付費につきましては、北海道の示された金額、いわゆる参考値というのがございますが、そちらに基づいて、まずは当初で算定するものでございます。

補正で極力落とせない要因としましては、高額療養費があった場合に備えたものになっております。

先ほど申し上げたように、医療費につきましては、令和4年度は令和3年度に比べて約2億円増加したという背景もございます、この観点から、高額療養費があった場合に備えたものということで、補正予算としては金額的に大きく落とせなかったというのが一因になっておりますので、よろしくお願いいたします

以上です。

○ 議員（岩本幹兄）

結論から言うと、この補正予算は組まなくてもよかったのではないかと考えております。

結果的に47億円、不用額が出てののに何のためにこんな、款項この中で200万円足らずだから、補正組まなくても流用できたと思う。

だからこういう予算の組み方は、まずいのではないですかと指摘しているんです。

それから、3回、宿題になるかもしれないですけども、これ今答えなくてもいいですけども、国民健康保険税があります。本人負担が二割負担の方と三割負担の方いらっしゃると思うんですけども、二割負担の各年代別のデータと三割負担の各年代別のデータを教えていただきたい。

これはこの場でなくても結構です。

後ほど議員の皆さまに全部配布してください。

そして前年対比、二割負担と三割負担の増減はどのようになっているのか、どういう状況になっているのか。

私が感じるのは、どうも二割負担よりも三割負担の方が増えつつあるのではないと思う。

高齢者だったら二割負担が大概だったんだけど、高齢者の中でも三割負担増えつつあります。

こういうのは、国の経済が大変だというのはわかりますけれども、やはり広域連合自体としては、できるだけ三割負担の方を、抑えるというか、基準はあるんでしょうけど、抑えるような努力をしていただきたいと思います、敢えてこのデータが欲しいなと思います。

○ 議長（岩井英明）

岩本さんの考え方で、出すことは構いませんか。

○ 副広域連合長（北川淳一）

後ほど配布させていただきたいと思います。

○ 議長（岩井英明）

今回でなくていいという状況です。

それから、先ほどの答弁ですが、最終答弁をお願いします。

○ 副広域連合長（北川淳一）

結果的に1億3,000万円の不用額を出して、なぜ年度の途中で約210万円ほどの補正をしたんだということだと思います。

これは介護保険もそうなんですけれども、国保でいいますと、医療給付で被保険者が医療機関で受診をして、それに対して保険給付が充てられるということでもあります。

それが、利用者が、被保険者が受診をして、どれだけの費用がかかるのかということについては、少し時間を置いてこれが保険者の広域連合の方に通知がなされるとということで、少し時間が掛かるわけなんです。

ですから、被保険者が医療機関に受診をして、いくら掛かったということが、タイムリーにわかれば、それに見合う保険給付というものを措置して、直ちに支払いをするということができればいいんですけれども、どうしてもそうした時間差が生じるものですから、結果的に1億3,000万円もの不用額が出たんだったら、なぜ2月の定例議会で減額補正しなかったんだということになりますけれども、その時点ではですね、増額が必要なのか、あるいは減額が必要なのかということは、なかなかその時点では判断できないという、悩ましい状況がありまして、議員ご指摘のとおり、1億3,000万円もの不用額が出たのなら見通しが甘いのではないかと、当然思われると思います。

我々もできるだけ不用額は出したくはないですけれども、その補正をどうするかという判断をする時点においては、なかなかその先が読めないという部分で、こうした不用額が出てしまって、結果的に翌年度にこれを繰り越して、町村の方にお返しをしているという状況でございます。

また、その年度途中で210万円補正をしたんですけれども、それはその時点で、そういった経費が見込まれたものですから、その分の補正をさせていただいて、それはおおよそ執行できたということでご理解をいただきたいと思います。

介護保険もそうですし、国保も、被保険者の受診や介護サービスの利用というものが、タイムリーに把握できないものですから、これに係る保険給付をどう考えていったらいいのかというのが、ちょっとその時点その時点では見込めないという悩ましい現状があるということで、ご理解いただければと思います。

○ 議長（岩井英明）

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「認定第2号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

◎日程第8 認定第3号

○ 議長（岩井英明）

日程第8「認定第3号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○ 議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

それでは「認定第3号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明いたします。

なお、説明にあたりましては、一般会計同様、収入済額、支出済額により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

決算書の40ページをお開き願います。

1款、1項、1目「第1号被保険者保険料」ですが、収入済額11億928万5,515円でございます。成果報告書の方でも触れておりますが、収納率につきましては現年度分99.9%、滞納繰越分につきましては50.2%、合計につきましては、前年度とほぼ同様の99.4%でございました。

また、「滞納繰越分」に係る不納欠損額につきましては、53件、57万4,435円となりました。

内容といたしましては、介護保険法第200条第1項、徴収権の消滅時効によるものが11万5,200円、地方税法第15条の7第1項の処分停止によるものが45万9,253円の事由により不納欠損処理を行っております。

次に2款、1項、1目「広域連合負担金」は、9億4,032万3,312円でございます。

なお、1節から5節までの構成町村毎の負担内訳額は、それぞれ41ページから45ページにかけての備考欄に記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、45ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護給付費負担金」は、10億1,946万9,144円でございます。

2項、1目「調整交付金」は、4億8,301万8,000円でございます。

46ページになります。

2目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」につきましては、6,220万9,663円でございます。

3目の「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」は、1億5,196万3,326円でございます。

4目「保険者機能強化推進交付金」につきましては、2,034万円でございます。

5目につきましては、実績額がございませんでした。

次に、4款、1項、1目「介護給付費交付金」は、14億2,863万6,788円でございます。

次に、47ページをご覧ください。

4款、1項、2目「地域支援事業交付金」は、5,531万8,944円でございます。

5款、1項、1目「介護給付費負担金」につきましては、9億4,109万6,538円でございます。

2項、1目の「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」は、2,677万9,789円でございます。

2目の「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」につきましては、7,598万1,662円でございます。

次に、48ページをご覧ください。

6款、1項、1目「利子及び配当金」こちらの方は、基金利子収入として7,206円ござい

ます。

次に、7款、1項、1目の「低所得者保険料軽減繰入金」は、1億954万3,850円。

2項、1目の「基金繰入金」につきましては、6,040万6,000円。

8款、1項、1目「繰越金」につきましては、3億73万1,861円でございます。

次に、49ページをご覧ください。

9款、1項、1目「滞納処分費」につきましては、こちらの方、実績額がございませんでした。

2項、1目の「延滞金」につきましては、17万4,000円でございます。

2目につきましては、実績額がございませんでした。

3項、1目の「預金利子」につきましては、1万153円でございます。

4項、1目の「返納金」につきましては、4,743円、介護給付費返納金となります。

2目につきましては、こちらの方は実績がございませんでした。

次に、50ページになります。

3目の「雑入」につきましては、80万7,020円となっております。

それで歳入総額につきましては、67億8,610万7,514円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

51ページをご覧ください。

1款、1項、1目の「一般管理費」につきましては、1億1,200万9,580円を支出しております。

この内訳といたしましては、51ページから53ページにかけての、1節「報酬」から18節の「負担金補助及び交付金」までございますが、この主な支出といたしましては、介護保険課職員の10名の内、人件費ですとか、会計年度任用職員の報酬、旅費や介護保険電算システム改修委託料などの事務費と呼ばれるものの支出額でございます。

53ページになりますが、2項、1目の「賦課徴収費」につきましては、支出額は671万5,550円でございます。こちらの方は、保険料の通知書、徴収に係る郵便代の部分や納入書などの印刷に係る経費などでございます。

次に、54ページになりますが、3項、1目の「認定審査会費」につきましては、4,951万3,609円でございます。

認定審査会につきましては、後志管内4地区の審査会に要介護などの二次審査を依頼し、年間を通じ、延べ164回の審査会が開催され、2,713件の審査が行われたおります。

次に、4項、1目の「計画策定委員会費」につきましては、4万5,500円でございます。

続きまして、2款、1項、1目の「介護サービス等給付費」につきましては、54億592万5,392円で、前年対比で2.45%の減という形になってございます。こちらの方につきましては、審査支払手数料のほか、居宅及び施設における介護サービス給付費等の支出となっております。

介護サービス給付費等の内訳につきましては、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、55ページから56ページにかけてとなりますが、3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」につきましては、2億113万3,105円でございます。こちらの方は、関係町村で実施しております介護予防事業の委託料、総合事業の給付費等として支出をしております。

56ページをご覧ください。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、3億7,422万865円でございます。こちらにつきましては、地域包括支援センターの運営費等、関係町村への委託料となっております。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」につきましては、1億1,905万6,902円でございます。

57ページをご覧ください。

5款、1項、1目につきましては、支出がございませんでした。

続きまして、6款、1項、1目「償還金」につきましては、1億3,282万447円でございます。こちらの方につきましては、国や北海道等の介護保険給付費等の前年度負担金精算に係る返還金となっております。

2 目の「第 1 号被保険者保険料還付金」につきましては、50 万 8,000 円でございます。

3 目につきましては、支出がございませんでした。

7 款、1 項、1 目につきましても、支出がございませんでした。

58 ページの方をお開き願います。

歳出の支出済合計額につきましては、64 億 194 万 8,950 円でございます。

59 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 67 億 8,610 万 8,000 円、歳出総額 64 億 194 万 9,000 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 3 億 8,415 万 9,000 円でございます。

実質収支額、差引額につきましては、こちらの方翌年度に繰り越しを行いまして、主に超過交付金の返還の財源や、残りにつきましては、介護給付の急増に備え、基金の方に積み立てることとしております。

60 ページをお開き願います。

財産に関する調書として、介護保険基金の状況について掲載しております。

決算年度末現在高において、介護保険基金につきましては 3 億 5,961 万 7,000 円となっております。

以上で、「認定第 3 号 令和 4 年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「認定第 3 号 令和 4 年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがいまして、認定第 3 号は、認定することに決定しました。

○ 広域連合長（片山健也）

議長。

○ 議長（岩井英明）

広域連合長。

○ 広域連合長（片山健也）

先ほど行政報告させていただきましたが、私の方で説明不足で誤解を招いている点があるかもしれないですけど、若干補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 議長（岩井英明）

はい。

○ 広域連合長（片山健也）

ありがとうございます。

道2号繰入金の要請活動を行ってきましたけど、保険者自体が各広域連合含めて町村から道に移行するということで、将来的に無くなるのは当然当たり前のことだというふうに思います。

その中で、今回要請活動を行ったのは、他の広域連合に対して、国も道も広域連合自体を設立しろということを進めてこれまでできてまして、この広域連合を設立したところに対してプラスアルファで経営努力分として、広域連合は良いことです、だから皆さんやってくださいね、で広域連合をやったところについてはプラスしますよってということで、誘導策として用いた部分も今回ばったり、失礼だけでもばったり削ってしまうということだったので、それはこれまで北海道も広域連合を良いですよって応援したんですから、引き続き応援してほしいということで、担当としてはおおむね3年ぐらひはなんとか継続させるように頑張りたいというような回答を得ていますが、正式回答ではありませんけど、一応そういう方向性に今なっているということで、プラスアルファに対しての要請活動ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと全般的なことではありますが、保険制度自体の額の確定っていうのは遅くなってありまして、私ども各国保会計等、自治体でやった時も高額医療の方が一人か二人出ると6,000万、7,000万円っていうお金がすぐきてしまいます。

それから我々も事前に全くわからなくて、発生して精算段階で初めて通知が来るということで、医療関係については、あらかじめわかってということがない不確定要素が相当多いということで、全般的なことについて、是非ご理解も賜れば大変ありがたいと思っております。

大変貴重な時間、説明させていただいてありがとうございます。

よろしく願いいたします

◎日程第9 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

それでは日程第9「議案第1号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（山口丈夫）

議長。

○ 議長（岩井英明）

山口事務局長。

○ 事務局長（山口丈夫）

「議案第1号 令和5年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億346万7,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和5年11月20日提出、後志広域連合長、片山健也。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

6ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、補正額22万3,000円の増額。内容といたしましては、3節「職員手当等」における副広域連合長の通勤手当に係るものでございまして、予算編成時には副広域連合長の選任前であり、予算未計上による必要額の増額となります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

4 款、1 項、1 目「繰越金」、補正額22万3,000円の増額。歳出補正の財源として、前年度繰越金の増額補正をするものです。

なお、1 ページの「第 1 表歳入歳出予算補正」及び3 ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の「総括」につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第 1 号 令和 5 年度 後志広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 2 号

○ 議長（岩井英明）

日程第 10、「議案第 2 号 令和 5 年度 後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

「議案第 2 号 令和 5 年度 後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,079万3,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,076万1,000円とする。

令和5年11月20日提出、後志広域連合長、片山健也。

事項別明細書により歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3「歳出」、3款、1項、1目「医療給付費分」は、補正額はございませんが、財源の調整となります。後ほど歳入でご説明いたします健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の国庫支出金の科目新設に伴いまして、39万5,000円が特定財源の増、同額が一般財源の減となるものです。

5款、1項、1目「特定健康診査等事業費」、13節「使用料及び賃借料」は、機器借上料7万7,000円の減でございます。

こちらは、構成の1町村の特定保健指導用機器が利用予定であったものが、事業者都合により事業中止となったため、減額するものでございます。

続きまして、5款、2項、1目「疾病予防費」、12節「委託料」は、検診等委託料22万円の減です。内容としましては、倶知安町で実施予定であった保健事業について、イベント中止に伴いまして委託料を減額するものでございます。

次のページになります。7款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、1億3,109万円の追加。

こちらは、令和4年度の国保会計の決算におきまして、関係町村への分賦金の還付分1億2,363万9,000円及び北海道より交付された保険給付費等交付金普通の精算調整による返還金746万1,000円として、補正前との差引1億3,109万円を計上するものでございます。

以上、歳出合計1億3,079万3,000円の追加補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします、5ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」は、69万1,000円の減です。

健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の計上に伴う減額、歳出5款の保健事業費の減額に伴うものでございます。

次ページになりますが、2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、1節「保険給付費等交付金（普通）」は、330万9,000円の追加です。

こちらは、保険給付費精算に係る本年度追加交付分の増でございます。

続いて、3款、1項、1目「繰越金」、1節「前年度繰越金」は、1億2,778万円の追加でございます。

5款、1項、1目「国庫補助金」、1節「健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金」は、科目新設としまして39万5,000円の追加です。

令和5年度より歳出、出産育児一時金を1件42万円から50万円に引き上げたことから、引き上げ分に係る国の財政支援として令和5年度に限って、1件につき5,000円が補助されるものでございまして、本年8月に交付決定となったものでございます。

なお、本補助金の目的が関係町村財源に対する国の支援となっておりますので、分賦金の医療給付分を39万5,000円減額することにより調整しております。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億3,079万3,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

議案の最後に今回の補正予算の町村別内訳表として資料を添付してございます。

「資料1」につきましては、町村別の補正額一覧、「資料2」につきましては、補正前の額、補正後の額を載せた資料となります。

また、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」及び3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま、説明しました内容の再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第2号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○ 議長（岩井英明）

日程第11、「議案第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○ 議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○ 介護保険課長（秋山秀敏）

「議案第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

令和5年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,047万7,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和5年11月20日提出、後志広域連合長、片山健也。

今回の補正につきましては、歳出においては、令和6年度の介護報酬改定等の見直しに伴い、国から指針が示されたことにより、令和5年度中に実施する介護保険電算システム改修に係る経費を増額するもので、歳入では、その改修に係り交付される国からの補助金と、その差額分については、町村負担金として追加する内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

議案の7ページをお開き下さい。

1款、1項、1目、12節の「委託料」、補正額705万円の追加。こちらは、介護保険シ

システム改修業務委託料となります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、5ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項、1目、4節「事務費等負担金」、補正額352万5,000円の追加。

こちらにつきましては、町村負担金でございます。

説明欄のところにですね、各町村の負担額の方を載せておりますので、お見通しいただければと思います。

続きまして、6ページをお開き願います。

3款「国庫支出金」、2項、6目、1節「介護保険事業費補助金」につきましては、補正額352万5,000円の追加。

こちら介護報酬改定等に伴います、国からの介護保険電算システム改修対応の補助金となります。

以上が、歳入の内容となります。

なお、1ページから2ページの「第1表歳入歳出予算補正」、3、4ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

○ 議長（岩井英明）

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認めます。

これより、「議案第3号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

○ 議長（岩井英明）

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○ 議長（岩井英明）

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

閉会 11時35分